

スーパー・シニア昇降級規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号及び第5号並びに第37条第5号に基づき、スーパー・シニア選手の昇級及び降級に関し、必要な事項を定める。

(審議)

第2条 スーパー・シニア選手の階級は、資格審議委員会規程第9条第1項第5号の昇降級審議委員会において、1競技年度内の成績により昇級又は降級を審議し決定する。

2 昇降級審議委員会は、年1回とし最終競技会終了後2週間以内に開催する。

3 スーパー・シニアB級選手の昇級は、前項の委員会において審議するものとし、C級の選手の昇級は、1年以内の獲得点数が第6条第1項の必要点数に達し、昇降級審議委員会がこれを認めたときに昇級するものとする。

4 スーパー・シニアB級の選手で、当該競技年度1月から6月末までの獲得点数が第6条第1項の必要点数に達した場合には、昇降級審議委員会がこれを認めたときに昇級できるものとする。

(競技年度)

第3条 競技年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(適用競技会)

第4条 この規程は、スーパー・シニア競技規程第2条第1項の競技会について適用する。

(獲得点数)

第5条 スーパー・シニア競技規程第2条第1項第1号の選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
15	13	11	9	8	7	4

2 前項の選手権においてB級又はC級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

3 前項の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。

- 4 スーパー・シニア競技規程第2条第2号の競技会における出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
2～ 5	4						
6～10	5	3					
11～20	6	4	2				
21～30	7	5	3	2			
31～40	8	6	4	3	2		
41～50	10	8	6	4	3	2	
51～60	12	10	8	6	5	4	2
61～70	14	12	10	8	7	6	3
71～80	16	14	12	10	9	8	4
81～90	18	16	14	12	11	10	5
91～100	20	18	16	14	13	12	6
101～110	22	20	18	16	15	14	7
111～	24	22	20	18	17	16	8

- 5 前項の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第4項の点数獲得組数の範囲内において自己級の成績に換算して得点を与える。
- 6 第4項の出場組数51組以上の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。
- 7 上位級に挑戦する下位級の選手は、当日に開催される自己級に出場しなければならない。
- 8 選手権に出場するB級及びC級の選手は、前項の規定を適用しない。
- 9 混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
AB級 BC級	<p>① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第4項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。</p> <p>② 第4項の出場組数41組以上の競技会において下位級の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。</p>
CD級	<p>① D級の選手が準決勝以上に入賞し第4項の点数獲得組数の範囲内のときは、即日、C級に昇級しその獲得点数を与える。</p> <p>② 前号において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級できる。</p>

	③ 第4項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手が準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級できる。
--	---

10 獲得点数は、1年間有効とする。

(昇級規定)

第6条 スーパー・シニアのスタンダード及びラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
C → B	16	12
B → A	20	16

2 スーパー・シニア・ノービス級のスタンダード及びラテンアメリカン選手のD級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

ノービス → D級 (25%)	
出場組数	昇級順位
2～5	1位のみ
6～9	2位まで
10～13	3位まで
14～17	4位まで
18～21	5位まで
22～25	6位まで
26以上	6位まで

3 スーパー・シニアD級のスタンダード及びラテンアメリカン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D級 → C級 (20%)	
出場組数	昇級順位
3～7	1位のみ
8～12	2位まで
13～17	3位まで
18～22	4位まで
23～27	5位まで
28～32	6位まで
33以上	6位まで

- 4 D級の選手がC級に挑戦し準決勝以上に入賞したときは、第5条第4項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級しその獲得点数を与える。
- 5 前項において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外の場合は、第6位まで、即日、C級に昇級できる。
- 6 第5条第4項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級できる。
- 7 ノービス級及びD級の競技会において、2種目以上を単科で行ったとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(降級規定)

第7条 スーパー・シニアC級以上の登録選手の1競技年度内の競技会出場義務回数及び降級規定は、次のとおりとする。

開催される 競技会回数 ※1	出場義務回数及び降級規定
2回以下	出場義務回数なし
3回以上	① 出場義務回数 1回以上 ② 1回も出場しなかった場合は、降級する。

(注) ※1 年度途中で登録した場合、登録時点からの回数とする。

- 2 スーパー・シニアD級登録選手が1競技年度内に1度も競技会に出場しなかったときは降級する。
- 3 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。
- 4 スーパー・シニアD級選手が競技年度途中でC級に昇級した場合、およびスーパー・シニアC級選手が競技年度途中でB級に昇級した場合には、その競技年度内の出場義務回数は、その規定を適用せず、可能な限り出場するものとする。
- 5 休場届又は産休届を提出したスーパー・シニアC級以上の選手が復帰した場合、その競技年度内における競技会出場義務回数は、その規定を適用せず、可能な限り出場するものとする。
- 6 第2条第4項の規定により昇級したスーパー・シニアA級選手は、その競技年度内の競技会出場義務回数は、その規定を適用せず、可能な限り出場するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めることのほか、スーパー・シニア選手の昇級及び降級に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年11月14日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月10日からこれを施行する。